

美祢市病院等事業の医療廃棄物収集運搬及び処分業務に係る事業者の募集について

美祢市病院等事業の医療廃棄物収集運搬及び処分業務に係る事業者を、次のとおり募集する。

平成 30 年 2 月 20 日

美祢市病院事業管理者 高橋 睦夫

美祢市病院等事業の医療廃棄物収集運搬及び処分業務に係る事業者募集要項

1. 業務名 医療廃棄物収集運搬及び処分

2. 業務内容

(1) 履行場所

①美祢市立病院

美祢市大嶺町東分 1313 番地 1

②美祢市立美東病院

美祢市美東町大田 3800 番地

③美祢市訪問看護ステーション

美祢市秋芳町秋吉 5335 番地 1

(2) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

*ただし、期間内に、施設の建て替え等により公共の用に供することができなくなった場合、又は、契約に定める事項に違反又は履行を怠った場合は、期間中であっても解約することができる。

(3) 業務内容（主な業務は次の通りとし、詳細は別添配布する【仕様書】による）

①業務内容は下記のとおりとする。

ア 各施設の医療廃棄物の収集運搬及び処分（溶融）

イ 回収日については、美祢市立病院及び美祢市立美東病院は週 2 回以上、美祢市訪問看護ステーションは月 1 回以上、それぞれ日・祝日を除く施設側の指定する曜日とする。

ただし、年末年始等の長期の連休中においては、施設側と協議のうえ回

収し、回収した医療廃棄物については適正に処分場へ持ち込まなければならない。

ウ 施設の医療廃棄物倉庫における回収及び計量を実施し、マニフェストの発行を行うこと。

- ②それぞれ医療機関としての特徴に沿って、現行のサービスを低下させないこと。
- ③4月1日から確実に各業務を遂行できる体制を整えること。
- ④各施設の担当者と協議の上、回収計画を作成し提出すること。
- ⑤受託者は、施設側の要請に応じ、処分場所及び処分状況を確認させなければならない。
- ⑥受託者は、医療廃棄物の収集運搬業務又は処分業務を再委託してはならない。
- ⑦廃棄物処理法に基づいた感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。

3. 申込者の資格

申込者は、次に掲げる条件をすべて備えていることを必要とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）を遵守すること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 収集運搬業者及び処分業者いずれかが代表して申込みをすることができるが、いずれの場合も、収集運搬業者については特別管理産業廃棄物収集運搬業、処分業者については特別管理産業廃棄物処分業の、それぞれ山口県知事等の許可を得ていること。
- (4) 申込者のうち収集運搬業者にあつては、県内の公立病院において、平成21年度以降本年度末までに1年以上の収集運搬業務の受託実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

4. 手続き等

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書及び封入した入札書に下記③～⑤の書類を添付して下記(3)の期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の当日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

①入札参加申込書（別記様式1）

※収集運搬業者及び処分業者いずれかが代表しての申込みが可能

②入札書（別記様式2）※入札書は1kg単価を記入し、必ず封印すること。

感染性廃棄物（おむつ、検査用廃液含む）の収集運搬及び処分に係る1kg当たりの単価（税抜）を記入する。（容器、袋代含む）

*別添配布【仕様書】参照

③会社概要（パンフレット等事業概要に確認できるもの）

④特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

⑤受託実績の具体的内容を明記したもの

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限

平成30年3月2日（金）正午まで

(4) 入札申込みの受付場所、募集要項別紙【仕様書】配布場所及び問い合わせ

〒759-2212 美祢市大嶺町東分1313番地1

美祢市病院事業局管理部経営管理課（介護老人保健施設グリーンヒル美祢内1F）

TEL 0837-52-1700（美祢市立病院直通） FAX 0837-52-2067（グリーンヒル美祢）

(5) 開札の日時及び場所

平成30年3月2日（金） 14時00分 経営管理課横の展示室

5. 事業者の決定方法

落札者の決定は、上記3の資格要件を満たし、上記4の(1)に指定された書類を提出した入札者であって、最低価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とする。その者と交渉が決着しなかった場合は、次順位者との契約交渉を実施する。

6. その他

(1) 提出書類の作成及び提出にかかる経費は、応募者の負担とする。

(2) 入札、契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(3) 本募集において示した参加資格のない者が提出した入札書及び必要とされる提出書類を提出しなかった者の提出した入札書は無効とする。